

【令和３年第４回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和３年１２月１５日 健康福祉委員長 春 孝明

○「議案第１６０号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

＊条例改正理由である屋台型臨時営業の許可のメリットについて

本市の主催する行事等において、現在は指導要領で定めた範囲内であれば事前届出制により衛生指導を行っているが、許可制のメリットとして、指導要領の範囲を超える行事等においても、許可を得ることで出店可能となることが挙げられる。また、H A C C Pに沿った衛生管理が義務化されるため、安全性の向上が期待できると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１６９号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

＊本議案は、わーくす大島を廃止するものであるが、就労継続支援の中心を担っている公設の障害者通所施設を廃止することは、公的な責任や役割を後退させると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１７０号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊無料低額宿泊所に係る居室の床面積について

以前は基準である７．４３平米を下回る居室が多数存在したが、現在はおおむね８割以上の居室が基準を満たしている。基準を満たしていない施設については、改善計画書に基づいて更なる対応を図りたいと考えている。

＊無料低額宿泊所の入居期間について

無料低額宿泊所は一時的な居所という認識であるが、本市の調査では１年以上の長期入居者の割合が約６９％である。入居期間の長期化の背景には、入居者の強い希望等が原因としてあるものの、引き続きアパート等への移行を支援していきたいと考えている。

＊無料低額宿泊所の入居者における高齢者の割合について

６０歳以上の入居者の割合は約６８％である。なお、居住安定化支援事業によりアパート等へ移行できるよう対応しているが、宿泊所内での人間関係が構築されている等の状況もあり、移行が困難であるのが現状である。

《意見》

- * 無料低額宿泊所の床面積の基準については、ついのすみ家として入居する方が存在するにもかかわらず、国土交通省が定める単身者の最低居住面積水準である25平米や生活保護の住宅扶助基準面積である15平米と比較して狭すぎると考えている。本議案は、サテライト型住居という既存の住宅を活用した手法に関して規定するものであるが、現在の床面積の基準を容認することに問題があると考えするため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第171号 川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第179号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決